

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成 1 8 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 1 8 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海上における治安の確保について

<p>具体的な目標の内容</p> <p>・改正 SOLAS 条約対応等のテロへの対応及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、</p> <p>①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。</p> <p>②速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇を整備する。 夜間監視機能とテロ対処部隊の展開能力に優れた航空機を整備する。</p> <p>③効果的な資機材の開発等により密輸・密航事案の摘発を強化する。</p> <p>④警察、税関等の関係機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】 目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】 平成 18 年度においては、第三管区海上保安本部警備救難部に公安課を設置した。また、</p>

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正し、外国から日本に入港する全ての船舶に対し、乗員・乗客名簿の事前提出を義務化している。

速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船 4 隻及び巡視艇 8 隻並びに輸送能力に優れた飛行機 2 機を整備している。

警備情報システムを効果的に活用することにより、密輸・密航事犯の取締りを実施している。

国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進している。

関係機関との連携を強化した成果として、姫路港に入港した中国籍貨物船乗組員等による覚せい剤密輸事件をはじめ、薬物・銃器事犯 22 件を摘発している（国際刑事課が発足した平成 13 年以来最多）。

密航事件について、密航者が偽造船員手帳を所持し船員になりすまし本邦に上陸しようとしていた新たな手口の事件を相次いで摘発、摘発人員について昨年を上回っている。

薬物対策関係取締機関情報交換会を開催するなどして関係機関との意見・情報交換を行い連携を強化している。

「海上薬物取締セミナー（MADLES2006）」を開催し、海外取締機関の専門家を招へいして各国の薬物情勢に関する情報交換や海上における取締りのデモンストレーションを行うなど国外関係機関との連携強化を促進している。

引き続き、テロへの対応及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図っていくことが期待される。

## 2. 海難の救助について

### 具体的な目標の内容

海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、「118番」受報体制の高度化等を図ることにより、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。

### 評 価

#### 【評定】

目標達成には一層の努力が必要である。

#### 【所見】

平成18年度の発生から2時間以内に海上保安庁が海難等を関知する割合については、平成17年度から5ポイント低下し、72%となっている。

特に、昨年は漁船海難及び漁船乗船者の海中転落に関する2時間以内関知率が低下し

ており、この原因としては、漁業協同組合等の第三者機関を経由するため情報入手が遅れることや、一人乗り船舶の海難は情報入手までに時間を要することが考えられる。

2時間以内関知率を向上させれば、海難事故に係る救助までに要する時間が短縮され、救助率の向上につながるものと期待されることから、各漁業協同組合等との連携による漁業従事者への緊急通報用番号「118番」の周知・定着といった施策を強力に推進することで、2時間以内関知率を平成22年までに80%以上とする目標を達成する必要がある。

#### 具体的な目標の内容

レンジャー救助技術、潜水技能、救急救命技能を兼ね備えた機動救難士を2箇所の航空基地において増員するなど沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。

#### 評 価

##### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

##### 【所見】

福岡、函館の2箇所の航空基地においてレンジャー救助技術、潜水技術、救急救命技能を兼ね備えた機動救難士各4名を増員し、沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化が図られている。

引き続き、機動救難体制の強化を図っていくことが期待される。

### 3. 海上交通の安全確保について

#### 具体的な目標内容

海上交通センター等で行うAIS（※）を活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。

※船舶の動的情報、静的情報及び航行関連情報をVHF帯電波により自動的に送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上の海上交通センター等との間で情報の交換を行うシステム

#### 評 価

##### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

##### 【所見】

・平成18年度においては、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生防止のため、以下のような取組みがなされた結果、平成18年度におけるふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数はゼロであった。

- ① 海上交通センター等において的確な航行管制及び情報提供を実施
  - ② 東京湾海上交通センターほか5箇所の海上交通センターにおいてA I Sを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用を実施
  - ③ 千葉、東京及び横浜海上保安部、川崎海上保安署並びに大阪湾海上交通センターにA I Sを活用した次世代型航行支援システムを整備
  - ④ 巡視船艇による航法指導等を実施
  - ⑤ 海難防止講習会等の安全教育を実施
- 引き続き、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロを維持するよう努めることが期待される。

#### 4. 海象の観測等について

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、その発生の可能性の高い南海トラフ1箇所の海域に分布する断層並びに鬼界カルデラ東部1箇所の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。</li> <li>・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 精密海底地形調査を沖大東海嶺南西部及び紀南海底崖の2海域で実施。</li> <li>② 地殻構造探査を平成19年までに大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。</li> </ol> </li> </ul>
<p><u>評 価</u></p> <p><b>【評定】</b> 目標は達成されたものと認められる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度は、地震や火山噴火の発生する可能性の高い南海トラフ1箇所の海域に分布する断層並びに日本列島周辺海域の海域火山1箇所の調査を行い、情報の空白区域を減少させた。</li> <li>・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、平成18年度において <ol style="list-style-type: none"> <li>① 精密海底地形調査を沖大東海嶺南西部及び紀南海底崖の2海域で実施</li> <li>② 地殻構造探査を大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施</li> </ol> 引き続き、地震・火山活動に関する精度の高い事前情報の提供のための取組みを進めていくことが期待される。</li> </ul>